

## サツマイモ基腐病の発生に注意しましょう

1. 対象作物：サツマイモ
2. 対象病害虫名：サツマイモ基腐病（もとぐされびょう）  
学名：*Diaporthe destruens* (Harter) Hirooka, Minosh. & Rossman

3. 国内での発生と被害状況

サツマイモ基腐病は、県内では未発生の病害です。

国内では2018年に沖縄県で発病が確認されて以降、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福岡県、長崎県、高知県、静岡県、岐阜県の9県で相次いで発生が確認され、地域によっては甚大な被害が発生しています。（図1）

本県でも、今後の発生に注意する必要があります。

4. 本病の発生生態

本病は、糸状菌の感染によって発病する病害で、サツマイモに感染すると茎が黒～暗褐色に変色して、地際部から塊根（サツマイモ）に向けて変色が徐々に拡大します。塊根も暗褐色に変色して腐敗するとともにやがて株は枯死します。（図2、3）

発病地域の情報では、ほ場に定植して、1~2か月経過後に発病が始まるが多いようです。本菌の第一次伝染源は、感染した種苗の使用や土壌中の罹病残渣とされています。また、本菌の生育適温は28~30℃であり、降雨の多い時期に発病株から周囲の株に広がりまん延します。



図1 サツマイモ基腐病の被害状況  
（九州農政局 提供）



図2 茎の被害状況（九州農政局 提供）



図3 塊根の被害状況（岐阜県 提供） ※注1

## 5. 防除対策

- (1) サツマイモ基腐病の対策の基本は、まずはほ場に本病原菌を「持ち込まない」ことが重要です。
- (2) ほ場に定植をする種苗は、ウイルスフリー苗や健全な種イモから採苗するなどした健全種苗を定植するようにしてください（健全かどうかわからない場合は、苗または種イモの消毒を推奨しています）。
- (3) 栽培期間中に発病を確認した場合は、発病株の除去と薬剤散布を実施し、2次感染の防止のため補植は行ないません。
- (4) サツマイモの栽培期間中に本病害と疑わしい病害が発生した場合は、病害虫防除所へ情報提供をお願いいたします。（三重県病害虫防除所 電話：0598-42-6365）
- (5) 詳しくは農業・食品産業技術総合研究機構からマニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」が公表されていますので、ご参考にしてください。  
([https://www.naro.go.jp/publicity\\_report/publication/pamphlet/tech-pamph/138589.html](https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/138589.html))
- (6) 防除薬剤は三重県農薬情報システム (<https://www.nouyaku-sys.com/nouyaku/user/top/mie>) で作物等の名称「かんしょ」、病害虫雑草名「基腐病」で検索することができます。

※注1 岐阜県の令和2年度病害虫発生予察特殊報第6号から引用しています。

農薬はラベルの表示を確認して、正しく使用してください。